子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案に関する意見募集の結果について

令和７年 10 月３日
こども家庭庁成育局保育政策課

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案について、令和７年７月 24 日（木）から同年８月 22 日（金）まで御意見を募集したところ、計２件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容について整理し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。なお、意見募集の対象となる御意見に対する考え方のみお示ししております。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対するこども家庭庁の考え方
1	本政令案においてマイナンバー（特定個人情報）の利用を認める方向性が示されている点について、賛成いたします。 マイナンバー制度は、行政手続きの効率化、支援の適正化、不正防止に資する重要なインフラです。個人の資産状況や所得に応じた公的支援の適切な配分や、手続の簡素化を実現するうえで、制度の積極的な活用は不可欠であると考えます。 とくに、子育て支援のような迅速かつ公平性が求められる分野では、マイナンバーを通じた情報連携が非常に有効です。 行政機関が必要な情報を正確かつ迅速に把握できるようにすることで、給付の遅延や不公平を防ぎ、真に支援が必要な家庭に適切なサービスが届くようになります。 したがって、今後さらにマイナンバーの「自由な利活用」を推進し、国民生活の利便性を高める制度設計を進めるべきと考えます。 なお、プライバシー保護の観点から厳格な情報管理体制を維持しつつも、「利用を制限する」ことを前提とした設計から、「原則利用可能とする」方向への転換を求めます。	賛成の御意見として承ります。 なお、個人番号制度に関するご意見は、本意見募集の対象範囲外となります。

その他１件、今回の改正とは関係のない御意見をいただきました。